

(整理番号 2123)

長野地方最低賃金審議会

第 5 回本審議会 議事録

| | | | |
|--|--|--------|--------|
| 開催日時 場所 | 令和 3 年 10 月 28 日 10 時 30 分 ~ 10 時 50 分 長野労働局 2 階会議室 | | |
| 出席状況 | 公益代表委員 | 出席 3 人 | 定数 5 人 |
| | 労働者代表委員 | 出席 4 人 | 定数 5 人 |
| | 使用者代表委員 | 出席 4 人 | 定数 5 人 |
| 主要議題 | 1 長野県計量器等最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県計量器等最低賃金の審議について 3 長野県計量器等最低賃金の改正決定について(答申) 4 その他計量器等最低賃金の改正審議について | | |
| 議事録 | | | |
| <p>浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会令和 3 年度第 5 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 15 名中 11 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしく願いいたします。</p> <p>倉崎会長</p> <p>皆さん、お疲れさまでございます。お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。何年かやっていらっしゃる委員の皆さまは感じるどころかと思いますが、第 5 回の本審議会をこのシーズンに行うというのは異例中の異例であります。今回招集させていただいた趣旨については皆さんご承知かと思いますが、計量器等最低賃金につきまして、専門部会で大変熱のこもった審議をしていただきましたけれども、全会一致という形での結果には至れませんでした。そこで、賛成多数によって決した専門部会の結論に対して本日皆様にお諮</p> | | | |

りをしたいと考えています。今日の検討の趣旨としてはそうしたものとご理解ください。よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、第1に、長野県計量器等最低賃金専門部会部会長報告について、第2に、長野県計量器等最低賃金の審議について、第3に、長野県計量器等最低賃金の改正決定について（答申）、第4に、その他、を予定しております。

本日の議事録は公開となりますので、議事録署名人を指名いたします。労働者代表委員は岩崎委員、使用者代表委員は山岸委員、にお願いをいたします。

それでは、議題1の「長野県計量器等最低賃金専門部会部会長報告」と、議題2の「長野県計量器等最低賃金の審議」について、続けて議事に入ります。

まず、10月22日に審議され取りまとまりました部会長報告書について、報告いたします。

事務局で「部会長報告文」の朗読をお願いいたします。委員の皆さんは資料1「長野県計量器等最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」をご覧ください。

賃金指導官

< 部会長報告文を朗読 >

倉崎会長

それでは、私がこの計量器等最低賃金の部会長を務めておりましたので、部会での審議経過と採択状況について、概要をご説明いたします。

令和3年9月13日の特定最低賃金3部会の合同開催による第1回部会を皮切りに、9月21日、10月12日、10月18日、10月22日と合計5回の部会で、労使それぞれに慎重に審議を重ねてまいりました。

できれば、労使それぞれの合意による金額の決定が望ましい形でありますので、それに向けて力を尽くしたところではありますが、最終的には合意に至らず、公益見解を示すこととなりました。

論点としては大変広範囲にわたり、熱のこもった議論をしていただいたのですが、最後の最後までどうしても調整がつかなかった理由としては、先行してはん用機械の引き上げ額が22円と決まったので、この計量器の審議においても22円の限度で引き上げる、そこまでは見通しが立ったのですが、更にそこからはん用機械の数字に上積みをする形で引き上げができるかということが最後大きな課題としてなりました。

労側のご主張としては、少なくとも今年度に関していうならば、はん用機械より計量器の業界の方が景気として好調であるので、はん用機械と全く一致した数字ということまでは承服をしかねるというもの、他方、使側のご主張とし

ましては、大きな景況感としてはそういう数字もあるのかもしれないけれども、特に最低賃金の結果について直接影響を受ける中小の事業者に対しては、まだ利益が下りてきていない、そうした好調な景況感を感じるには至っていないので、どんなに頑張ってもはん用機械のときの数字である 22 円が精いっぱいというもの、こういう趣旨の主張と私としては理解していました。

結局、はん用機械の数字のプラスアルファをつけるかつけないかのところで、どうしても意見の一致に至らずに公益見解を示すことに至ったというものでございます。

公益見解は、新型コロナウイルス感染症拡大による県下の経済状況、中小企業・小規模事業者が置かれている状況、最低賃金法の目的、諸般の事情等を総合的に勘案し、当専門部会の公益委員による見解として取りまとめまして、賛成多数で採決されたところでございます。

只今の報告書の内容について、何かご意見やご質問等はございますか。

< 意見なし >

それでは、ご質問、ご意見がないようであれば、専門部会報告の別紙 1 にある長野県計量器等最低賃金の改正決定内容について、採決に入ります。

改正内容に賛成の方は挙手願います。

(賛成 公 2 人、労 2 人、使 4 人)

それでは、改正内容に反対の方は挙手願います。

(反対 公 0 人、労 0 人、使 0 人)

ただ今、賛否どちらについても意思の表明がなかった方々がいらっしまったように認識しておりますが、それはどういったご趣旨なのかご説明いただけますでしょうか。

山口委員

お疲れさまでございます。今こちらで手を挙げさせていただかなかったわけですが、まず、この計量器の審議に携わりました者として、公益見解を求めさせていただいたにもかかわらず、同意することができず本日に至ったことについては誠に申し訳なく思っているところでございます。

もとより三者構成を否定するわけでも全くございませんし、そのことについてはこれからもしっかりと我々としても真摯に守っていきたいと思っているところではあります。

部会長報告、今お聞きをしましたけども、審議をした結果については、当然のことながら、公労使でそれぞれ慎重に真摯に協議をした結果でありますし、今ここで部会長報告については毛頭反対するものではございません。

しかしながら、その結果を導き出すにあたって、しっかりとした根拠をというお話もございましたので、我々として、しっかりとした根拠を示させていただきながら審議を進めさせていただきましたが、そのことが今回受け入れていただけなかったということに対しては、不満は若干残っています。これは嘘隠しもない事実でございます。それだけ今年の審議についてはこれまでになくやはり労働側にとっても特別な審議であったと捉えていただければ幸いです。

そうしたことから、今の部会長報告に対する不満、反対というのではなく、そこに至る過程について若干の不満を持っていることから、賛成、反対、両方ともしかねるということでご判断いただければと思います。

櫻井委員

お疲れさまでございます。私も今、どちらにも手を挙げずに態度保留という形で意思表示をさせていただいたところですが、今も山口委員の方からありましたように、三者構成を否定するものではございませんし、この間5度にわたってしっかり審議いただいた結果は尊重してまいりたい、そんな風に思っているところですが、私は自分が担当させていただいたはん用機の論議も踏まえて計量器の審議状況も見守らせていただきたいというスタンスできてました。

結果は先ほど倉崎会長の方からもお話しいただいたとおりです。しかし、労側の方としては、明らかに各種指標において、はん用機よりは計量器の方が好調であったにもかかわらず同額の22円で決着したという部分、もう一つは、今回916円というような金額になったわけでございますけども、実際の指標での時給で働く募集の金額は940円近傍で916円よりはさらに上をいっている実態になっている、それらのことを踏まえると賛成というところまでちょっと行ききれないということで、申し訳ございませんが態度保留とさせていただいたところでございます。そんな意を汲んでいただければと思います。以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。

では、ただ今の採決について、事務局で確認をお願いいたします。

浜賃金室長

確認させていただきます。

賛成が8名。出席者の人員からこれを賛成多数とみなせると思います。

以上、確認でございます。

倉崎会長

採決の結果、専門部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに、

答申することいたします。

事務局で答申文（案）を用意して配付し、かつ朗読をお願いいたします。

賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

倉崎会長

ただ今朗読していただいた、文案の内容でよろしいでしょうか。

< 異議なし >

よろしければ、議題3の「長野県計量器等最低賃金の改正決定について（答申）」に入ります。

それでは、これから答申することいたします。

< 倉崎会長は小野寺局長へ答申文を手交 >

小野寺局長

只今、倉崎会長から長野県計量器等最低賃金の改正決定に係わります答申をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

8月23日に諮問を申し上げて以来、倉崎会長はじめとした各委員の皆様方には大変お忙しい中、加えて依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続く県内経済、雇用情勢が厳しい中での改正ということで、慎重かつ精力的な調査審議、議論をいただいただけでなく、各々のお立場において、それぞれ苦渋のご決断、ご判断もあったということで、それらに対して、この場をお借りしまして、深くそして厚く御礼を申し上げます。

いただいた答申に基づきまして、我々行政として、改正に係わる諸手続きを今後進めてまいります。

金額はもとより、この最賃引き上げに係わります支援策である業務改善助成金、これの更なる周知を図ることによって、企業の皆さんの支援に努めるだけでなく、その最低賃金の履行確保というものにも努めて参ります。

本日付で長野県計量器等の最低賃金の改正に関する異議申し立てに関する公示を行いますので、異議が出された場合は、これに関するご審議につきまして、またよろしくをお願いいたします。誠に簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

倉崎会長

それでは、長野県計量器等最低賃金に関する今後の手続きなどについて事務

局からご説明をお願いいたします。

浜賃金室長

本日いただきました長野県計量器等製造業最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに改正に関する諸手続きを進めてまいります。

本日10月28日から11月12日まで、長野県計量器等最低賃金の改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示を行います。異議の申し出がなかった場合、直ちに官報公示にかかる手続きを進めます。

異議の申出がありましたら、11月15日(月)午前10時30分からの開催を予定しております第6回本審議会において異議申出に関する審議を行い、その審議結果を踏まえまして、官報公示にかかる手続きを行うこととなります。

いずれの場合も、12月29日法定発効となるように進めてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

では、最後の議題5「その他」に入ります。

事務局の方で何かございますか。

労働者代表委員からは何かありますか。使用者代表委員からは何かありますか。

< 特になし >

それでは、以上を持ちまして本日の審議会を閉会といたします。

皆さま、本当にお疲れさまでございました。

閉 会